

これまで

原子力災害からの福島復興の加速に向けて（閣議決定）
（平成 25 年 12 月 20 日）



「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（閣議決定）
（平成 27 年 6 月 12 日）



今回

必要な対策の追加・拡充を求める与党第六次提言（本年 8 月 24 日）を基に
新たな基本指針を策定

原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（案） （骨子）

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

（1）帰還に向けた安全・安心対策

- 総合的・重層的な防護措置の取組の着実な遂行。放射線不安への対応、生活支援相談の充実、県民健康調査への継続支援。個人追加被ばく線量の年間 1mSv 以下の長期目標。

（2）復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等

- 除染について、平成 28 年度末までの完了。フォローアップ除染、遮蔽土等の有効利用・処分などの必要な措置の実施。
- 中間貯蔵施設の整備の推進。
- 指定廃棄物処理の推進。
- 推進体制の一元化・充実

（3）避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

① 避難指示解除に向けた取組

- 29 年 3 月までの解除に向けあらゆる施策を総動員。

② 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援

- 荒廃抑制の実施、防犯パトロールの強化、家屋解体作業の迅速な実施、医療・介護人材の確保、教育環境の整備、住民の生活の足の確保等。
- 医療費等の減免に必要な支援等、当面帰還できない方々への支援。
- 避難先の子どもたちがいじめに遭わないよう、効果的な対策を講じるとともに、心のケア等の取組を進める。

2. 帰還困難区域の復興に取り組む

(1) 帰還困難区域における特定復興拠点等の整備

- 特定復興拠点を整備する計画を市町村等が策定し、国の認定を受けた場合、インフラ事業の国による事業代行や、一団地の復興再生拠点整備制度等を特定復興拠点においても活用できるようにする等の措置を盛り込んだ福島特措法の次期通常国会への提出。
- 除染・解体事業についても、整備計画の下で実施し、除染とインフラ整備を一体的に行う仕組みの整備。
- 整備計画の実施に係る除染費用相当部分等を含む費用の負担については、
 - ・帰還困難区域は、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」として設定され、こうした政府方針等に基づいて東京電力が既に賠償を行ってきたこと
 - ・こうした中、帰還希望住民の強い思いを背景とした地元からの要望や与党からの提言等を踏まえ、政府は今まで示してきた方針から前に踏み出す形で、新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備する方針を示したこと
 - ・復興拠点の整備は、こうした国の新たな政策的決定を踏まえ、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであることから東京電力に求償せずに国の負担により実施。
- 当面の整備計画の実施に係る予算は復興特別会計で措置。除染・解体は除染特措法に基づく事業とは区別して整理した上で国が実施。インフラ整備事業は国において必要な措置を講じ、市町村等で実施。
- 特定復興拠点の整備を含む除染・中間貯蔵施設の整備に際し、全体工程の効率化等の取組に関係省庁が協力する連絡調整の体制整備。東京電力に対し、福島復興に向けた責任を貫徹する観点から、最大限の人的協力を指導。

(2) 長期避難者の支援

- 避難先におけるきめ細かな生活支援の取組を継続的に後押し。医療費等の減免に必要な支援。帰還困難区域等における荒廃抑制・保全対策の拡充等。

3 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

(1) 双葉郡を始めとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像

①中長期・広域の将来像

- 福島イノベーション・コースト構想について、実用化開発等の一層の促進や福島相双復興官民合同チームとの連携等により、各プロジェクトを具体化。
- 福島イノベーション・コースト構想の推進のため、福島特措法に同構想を位置付け、関係者の会議を創設。横断的に取組を進めるため、関係主体間の有機的かつ広域的な連携体制の整備。
- 福島12市町村の将来像の具体化の推進

②福島新エネ社会構想の推進

- 「福島新エネ社会構想」を取りまとめ、構想の実現に向けた取組を推進

③広域インフラの整備

- 平成31年度末までのJR常磐線の開通。国道6号や常磐自動車道についての放射線量等の情報提供。常磐自動車道の一部4車線化の復興・創生期間での完成と大熊・双葉ICの整備の推進。

(2) 復興拠点の整備等の加速

- 避難指示区域等における復興拠点や生活インフラの整備、帰還困難区域における新たな特定復興拠点等の整備。
- まちの復興やコミュニティ再生等の帰還環境整備に取り組む法人の福島特措法への位置付け。
- 東京電力に対し、福島復興に向けた責任を貫徹する観点から、まちづくり会社等による取組への最大限の人的協力を指導。

4. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

(1) 福島相双復興官民合同チームの体制強化

- 福島相双復興官民合同チームが継続的・持続的に活動できるよう、中核である福島相双復興推進機構を福島特措法に位置付け。国・県・民間が一体となる組織の一元化により、地元寄り添った支援を行う体制を整備。
- まち機能の回復・活性化等の長期的な課題にも支援を行えるよう、機能の強化・充実。
- 農業分野について、営農再開グループの活動により取組を支援。県・市町村・農水省が連携し、認定農業者に対する個別訪問を実施。今後、個別訪問を行う体制強化を図る。

(2) 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実

① 事業・生業の再建・自立のための支援策の強化

- 帰還・事業再開や自立を支援。帰還困難区域の事業者の事業再開の後押しに向けてご事情に配慮した適切な措置。事業再開に至らなかった方々に対するきめ細かな対策。

② 企業・人材の呼び込み等を通じた、まち機能の回復

- 新規創業者や被災12市町村で新たに入ってくる事業者に対する支援
- 各市町村に対し、官民合同チームが蓄積した知見を活かしつつ、まちづくり計画の実現に向けた支援等

③ 商工会・商工会議所等への支援

- 商工会、商工会議所等と福島相双復興官民合同チームの連携を強化

④ 農林水産業再生のための支援策

- 営農再開に向け、官民合同チーム営農再開グループに参加し、農業者の意向把握や地域農業の将来像策定を支援。将来像の実現に向け、農業関連のインフラ復旧、農地の保全管理、鳥獣害防止対策、農業用機械・施設のリース導入等を支援。
- 避難指示解除や帰還困難区域の状況も踏まえながら、個別訪問の対象を拡大し、丁寧に課題を把握し、個別農業者への設備・施設・家畜導入への支援や農

地の紹介等、支援の充実に努める。

- 森林・林業の再生に向けた取組を着実に実施。
- 漁業の本格的な操業再開に向けた支援。

(3) 風評被害対策等

- 「風評対策強化指針」に基づく取組の推進。
- 学校における放射線教育の支援を進める。
- 農林水産物は、生産から流通・販売に至るまで、風評払拭に必要な支援。安全性について消費者の正しい理解を促し、ブランド力を回復。
- 生産段階では、GAP 取得や放射性物質の検査、米の全量全袋検査等を支援。
- 流通・販売段階では、販路開拓に必要なコンサルティングによる指導や量販店の販売コーナー設置、ポイントキャンペーンの実施等を支援。
- これらに加え、流通段階の風評被害の実態・要因の調査とそれに基づく適切な措置を行うこととし、その旨を法的に位置付け。国・県・農業関係団体等と風評被害の実態や施策の効果を継続的に検証する体制を整備。

(4) 農林業賠償等

- 農林業賠償等については、本年9月の東京電力による素案の提示以降、地元農林業関係者の要望や自民党加速化本部長から申し入れがあった。
- それを踏まえ、国は、東京電力に対し、損害がある限り賠償するという方針の下、農林業の風評被害が当面継続する可能性が高いとの認識に基づく適切な賠償や、国が行う営農再開支援や風評払拭に向けた取組に適切な協力を指導。

5. 廃炉・汚染水対策に万全を期す

(1) 予防的・重層的な汚染水対策をはじめとするリスク低減

- 安全確保を大前提に、長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位を付けて対応。
- タンクに貯蔵している高性能多核種除去設備等による処理水の取扱いについて、社会的な観点等も含めた総合的な検討を実施。

(2) 中長期的な廃炉を支える環境整備・体制強化

- 国は、工程管理や技術的難易度が高く、国が前面に立つことが必要な研究開発支援等を行う。
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構を中心に、国内外の叡知を結集し、実効性のある方針・工程の策定に関する技術的検討の加速化。
- 東京電力に対し、プロジェクトマネジメント機能の強化に向けた現場を含む運営体制全体の見直しを求める。
- 原子力規制庁の体制の充実

(3) 徹底した情報公開を通じた社会の理解促進及び信頼関係強化

- 国内外に対し、廃炉・汚染水対策の進捗状況や放射線データなどについて、迅速かつ分かりやすく情報を公開。

6. 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす

～賠償、除染、廃炉等に関する中長期的かつ安定的な対応～

(1) 基本的枠組み

- 平成25年の閣議決定において整理した方針を、基本的に維持する。これまでの支払実績、環境省の試算等に基づく現時点での被災者賠償、除染・中間貯蔵施設事業に係る費用見込みを踏まえ、交付国債の発行限度額を引き上げる（9兆円→13.5兆円）。

(2) 交付国債の償還費用の回収

- 交付国債の償還費用の元本分は原子力事業者の負担金を主な原資とするが、機構が保有する東京電力株式の売却益により除染費用相当分の回収を図るとともに、中間貯蔵施設費用相当分はエネルギー施策の中で確保し、機構に対して資金交付を行う。

(3) 東京電力等による取組について

- 東京電力は、福島への責任を貫徹するため、過去と決別し、二度と失敗を繰り返さないという強固な決意の下、必要な資金を捻出できる企業へと生まれ変わるため、非連続な経営改革を断行する。
- これを成し遂げることで、廃炉、賠償、除染のための資金を確保するとともに、福島相双復興官民合同チームによる取組等に対して、人的・資金的な点も含め、福島の復興推進に貢献する。

(4) 国の行う新たな環境整備

- 福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、必要な託送料金の見直し等の制度整備を行う。
- 廃炉に必要な資金の捻出及び適切な管理を行うため、送配電事業における合理化分を確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする制度整備を行うとともに、機構に、廃炉に係る資金を管理する積立金制度を創設し、東京電力の廃炉の実施の管理・監督を行う。